



# 山形県公報

平成19年3月30日(金)  
坑坑坑坑坑坑坑坑坑坑  
号 外(11)

## 目 次

### 規 則

山形県医療法施行細則の一部を改正する規則..... (健康福祉企画課) ... 1  
 山形県薬事法施行細則の一部を改正する規則..... (保健薬務課) ... 7  
 山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則..... (経営安定対策課) ...10

### 訓 令

山形県医療法施行手続の一部を改正する訓令..... (健康福祉企画課) ...同

### 教育委員会関係

#### 告 示

独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき県立学校の幼児、児童又は  
 生徒の保護者等から徴収する額.....11

## 規 則

山形県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第53号

#### 山形県医療法施行細則の一部を改正する規則

山形県医療法施行細則(昭和41年10月県規則第73号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号の次に次の6号を加える。

- (1)の2 法第6条の3第1項の規定による医療に関する情報の報告を受理すること。
- (1)の3 法第6条の3第2項の規定による医療に関する情報の変更の報告を受理すること。
- (1)の4 法第6条の3第4項の規定による情報の提供を要求すること。
- (1)の5 法第6条の3第6項の規定により報告又は是正を命ずること。
- (1)の6 法第6条の8第1項の規定により医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告を行つた者に対し必要な報告を命じ、又は当該職員をして当該広告を行つた者の事務所に立入検査させること。
- (1)の7 法第6条の8第2項の規定により医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告を行つた者に対し広告の中止又は是正を命ずること。

第2条第4号中「係る療養病床」を「係る病床」に、「(療養病床)」を「(病床数又は病床の種別ごと)」に改める。

第3条第1号中「第1条第1項」を「第1条の14第1項」に改め、同条第1号の2中「第1条第5項」を「第1条の14第5項」に、「療養病床」を「病床」に改め、同条第3号の2中「療養病床」を「病床」に改め、同条第7号の2中「療養病床」を「病床」に、「別記様式第7号の2」を「別記様式第7号の3」に改め、同号を同条第7号の3とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(7)の2 令第3条の3の規定による診療所の病床の設置に係る届出 別記様式第7号の2

第3条第28号中「第31条の2」を「第31条の3」に改め、同条第29号中「第31条の3」を「第31条の4」に改め、同条第30号中「第31条の4」を「第31条の5」に改め、同条第32号中「規則第33条」を「法第52条第1項」に、「医

療法人の決算」を「同項各号に掲げる書類」に改め、同条第35号を次のように改める。

(35) 削除

第3条第36号中「第35条」を「第35条第1項」に改め、同条第37号中「第5条の7」を「第5条の12」に改め、同条第38号中「第5条の8」を「第5条の13」に改め、同条に次の1号を加える。

(42) 規則附則第51条又は附則第52条第1項の規定による病床の転換の届出 別記様式第42号

別記様式第1号の2中「診療所療養病床設置許可申請書」を「診療所病床設置許可申請書」に、「療養病床の」を「病床の」に改め、同様式第3項中「定員」を「定員(療養病床を設置する場合のみ)」に改め、同様式第4項中「療養病床に係る病室に隣接する」を削り、同様式第5項中「有する」を「設置する」に改め、同様式第6項を次のように改める。

6 病床数及び病室の構造概要

病 床 数									
療 養			一 般				計		
室	床		室	床		室	床		
室	床		室	床		室	床		
病 室 の 構 造 概 要									
病棟別	階 別	病床の種別	病室番号	病床数	床面積(内のり)	1床当たり床面積	採光面積	外気開放面積	天井高
	階			床	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m

別記様式第1号の2の備考第1号中「療養病床に係る」を「病床の種別ごとの」に、「第1条第5項第2号」を「第1条の14第5項第2号」に、「施設」を「施設(療養病床を設置する診療所に限る。)」に改める。

別記様式第3号の備考第1項第9号を削り、同備考第2項中「(9)」を「(8)まで」に改め、同備考第3項中「(9)」を「(8)」に改める。

別記様式第3号の2中「診療所療養病床設置許可事項中一部変更許可申請書」を「診療所病床設置許可事項中一部変更許可申請書」に、「療養病床の」を「病床の」に改め、同様式の備考第1項第1号中「定員」を「定員(療養病床を設置する診療所に限る。)」に改め、同項第2号中「概要」を「概要(療養病床を設置する診療所に限る。)」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数(一般病床の病床数を減少させるとき、一般病床に係る病室の病床数を変更するとき及び療養病床に係る病室の病床数を減少させるときを除く。)

別記様式第3号の2の備考第2項中「療養病床設置許可申請書」を「病床設置許可申請書」に改める。

別記様式第4号第7項中「及び氏名」を「及び氏名又は嘱託医師の勤務する病院若しくは診療所の住所及び名称」

に、「氏名」を「氏名(名称)」に改め、同様式中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 嘱託医療機関の住所及び名称(助産所の場合のみ)

住 所	名 称
-----	-----

別記様式第4号の備考に次の1号を加える。

(4) 嘱託医療機関については、当該医療機関が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び嘱託医療機関となる旨の承諾書

別記様式第5号第26項を次のように改める。

26 病床数及び病室の構造概要

病 床 数									
療 養			一 般				計		
室	床		室	床		室	床		
室	床		室	床		室	床		
病 室 の 構 造 概 要									
病棟別	階 別	病床の種別	病室番号	病床数	床面積(内のり)	1床当たり床面積	採光面積	外気開放面積	天井高
	階			床	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m

別記様式第5号の備考第2項第4号中「その区分(精神病室、感染症病室、結核病室があるときに限る。)」を「病床の種別」に改める。

別記様式第7号の備考第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同項第10号中「又は氏名」を「若しくは氏名又は嘱託医師の勤務する病院若しくは診療所の住所若しくは名称」に改め、同号を同項第9号とし、同備考第2項中「(6)」を「(5)」に、「(8)」を「(7)」に改め、同備考第3項第1号中「及び(6)」を削り、同項第2号中「(7)」を「(6)」に改め、同項第3号中「(8)」を「(7)」に改め、同項第4号中「(9)及び(10)」を「(8)及び(9)」に、「承諾書」を「承諾書、嘱託医療機関については嘱託医療機関となる旨の承諾書」に改める。

別記様式第7号の2中「診療所療養病床設置許可事項中一部変更届」を「診療所病床設置許可事項中一部変更届」に、「療養病床の」を「病床の」に改め、同様式の備考第1項を次のように改める。

- この様式により変更の届出を要する事項は、一般病床の病床数若しくは一般病床に係る病室の病床数の変更又は療養病床に係る病室の病床数の減少とする。(規則第1条の14第7項第4号から第6号までに掲げる事項に該当する場合に限る。)

別記様式第7号の2の備考第2項中「療養病床設置許可申請書」を「病床設置許可申請書」に改め、同様式を別記様式第7号の3とし、別記様式第7号の次に次の1様式を加える。

## 様式第7号の2

年 月 日

山形県知事 殿

開設者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名

印

## 診療所病床設置届

下記のとおり病床を設置したから届け出ます。

## 記

1 名称	
2 開設の場所	

## 3 廊下の幅

建物別 名称	平面図上 の位置	片側廊下 (内のり)	中廊下 (内のり)	建物別 名称	平面図上 の位置	片側廊下 (内のり)	中廊下 (内のり)
		m	m			m	m

## 4 病床数及び病室の構造概要

病 床 数									
療 養		一 般		計					
室	床	室	床	室	床				
室	床	室	床	室	床				
病 室 の 構 造 概 要									
病棟別	階 別	病床の 種 別	病 室 番 号	病床数	床面積 (内のり)	1床当 り床面積	採光面積	外気開放 面 積	天井高
	階			床	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m

## 5 設置年月日 年 月 日

備考 建物の平面図(各室の用途を示し、病室にあつては、病床の種類、病室番号及び病床数を明示すること。)を添付すること。

別記様式第8号の備考第1項第5号中「もの」を「者」に改め、同項第15号中「又は氏名」を「若しくは氏名、嘱託医師の勤務する病院若しくは診療所の住所若しくは名称又は嘱託医療機関の住所若しくは名称」に改め、同備考第2項中「開設届」を「開設届の様式」に改め、同備考第3項第2号中「承諾書」を「承諾書、嘱託医療機関については当該医療機関が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び嘱託医療機関となる旨の承諾書」に改める。

別記様式第17号第3項及び同様式の備考第1号中「療養病床設置」を「病床設置」に改める。

別記様式第27号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に改め、同様式の備考中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、同備考第8号中「第42条第1項第5号又は第6号」を「第42条第4号又は第5号」に改め、同号を同備考第6号とし、同備考中第9号を第7号とし、第10号から第13号までを2号ずつ繰り上げ、第14号を削る。

別記様式第31号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に改め、同様式の備考第3号中イを削り、口をイとし、同号八中「診療所」を「法第39条第1項に規定する診療所」に改め、同号中八を口とし、二を八とし、同備考第4号中「第42条第1項各号」を「第42条各号」に改め、同号イ中「二」を「八」に改め、同号口中「第42条第1項第5号又は第6号」を「第42条第4号又は第5号」に改め、同備考第5号を次のように改める。

(5) 定款(寄附行為)の変更が、社会医療法人である医療法人が法第42条の2第1項の収益業務を行う場合に係るものであるときは、(1)及び(2)の書類のほか次の書類

イ (3)の八の書類

ロ 収益業務の概要及び運営方法を記載した書類

別記様式第31号の備考第6号中「出資(寄附)を」を「基金の拠出又は寄附を」に、「出資(寄附)申込書」を「その契約書又は申込書」に、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改め、同備考第7号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記様式第32号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に改め、同様式の備考第5号を削り、同備考第4号中「理事会」を「財団にあつては、理事会」に改め、同号を同備考第5号とし、同備考中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 事業報告書

別記様式第32号の備考に次の3号を加える。

(6) 監事の監査報告書

(7) 社会医療法人にあつては、法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類

(8) 社会医療法人債を発行した医療法人にあつては、次の書類

イ 純資産変動計算書

ロ キャッシュ・フロー計算書

ハ 附属明細表

ニ 公認会計士又は監査法人の監査報告書

別記様式第35号を次のように改める。

様式第35号 削除

別記様式第36号(その1)中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に改め、同様式第1項中

「

主たる事務所の所在地	
------------	--

を

「

主たる事務所の所在地	電話 ( )
------------	--------

に改め、同様式の備考第

2項第5号中口を削り、八を口とし、二を八とし、同号ホ中「診療所」を「法第39条第1項に規定する診療所」に改め、同号中ホを二とする。

別記様式第36号(その2)中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に改め、同様式の備考第2項第6号中口を削り、八を口とし、二を八とし、同号ホ中「診療所」を「法第39条第1項に規定する診療所」に改め、同号中ホを二とする。

別記様式第37号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に改め、同様式の備考中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記様式第40号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に改め、同様式の備考第1号を次のように改める。

(1) 登記事項証明書

別記様式第41号の次に次の1様式を加える。

様式第42号

年 月 日

山形県知事 殿

開設者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名

印

病 床 転 換 届

下記のとおり病床を転換するから届け出ます。

記

1 名 称	
2 開設の場所	

## 3 転換の対象となる病床

室 床	精 神	室 床
	療 養	室 床

## 4 転換先予定施設

名 称	
開設の場所	

## 5 転換予定年月日 年 月 日

備考 建物の平面図(各室の用途を示し、転換病床に係る病室にあつては、病床数を明示すること。)を添付すること。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条第4号並びに第3条第1号、第1号の2、第3号の2及び第7号の2の改正規定、同条第7号の次に1号を加える改正規定、別記様式第1号の2、別記様式第3号、別記様式第3号の2、別記様式第5号、別記様式第7号の2及び別記様式第17号の改正規定、別記様式第7号の次に1様式を加える改正規定、別記様式第27号の備考第8号及び別記様式第31号の備考第4号口の改正規定、同備考第6号の改正規定(「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める部分に限る。)、同備考第7号、別記様式第37号及び別記様式第40号の改正規定並びに別記様式第41号の次に1様式を加える改正規定並びに附則第5項の規定(知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)別表保健所長の項第1項第4号の改正規定に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正前の第3条第35号及び別記様式第35号の規定は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号)附則第10条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第2条の規定による改正前の医療法(昭和23年法律第205号)第56条第2項の規定による残余財産の処分認可申請及び同条第3項の規定による残余財産の帰属認可申請については、なおその効力を有する。
- 改正後の第3条第32号及び別記様式第32号の規定は、この規則の施行の日以後に始まる会計年度に係る届出について適用し、同日前に始まる会計年度に係る届出については、改正前の同号及び同様式の規定は、なおその効力を有する。
- 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日から平成19年3月31日までの間における改正後の第3条第

7号の2、別記様式第27号及び別記様式第31号の規定の適用については、同条第7号の2中「第3条の3」とあるのは「第3条の2」と、別記様式第27号の備考第6号及び別記様式第31号の備考第4号口中「第42条第4号又は第5号」とあるのは「第42条第1項第4号又は第5号」とする。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

5 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を次のように改正する。

別表保健所長の項第1項中「医療法施行細則」を「山形県医療法施行細則」に改め、同項第1号の次に次の6号を加える。

(1)の2 法第6条の3第1項の規定による医療に関する情報の報告の受理に関すること

(1)の3 法第6条の3第2項の規定による医療に関する情報の変更の報告の受理に関すること

(1)の4 法第6条の3第4項の規定による情報の提供の要求に関すること

(1)の5 法第6条の3第6項の規定による報告又は是正の命令に関すること

(1)の6 法第6条の8第1項の規定による医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告を行つた者に対する必要な報告の命令又は当該広告を行つた者の事務所への立入検査に関すること

(1)の7 法第6条の8第2項の規定による医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告を行つた者に対する広告の中止又は是正の命令に関すること

別表保健所長の項第1項第4号中「係る療養病床」を「係る病床」に、「(療養病床)」を「(病床数又は病床の種類ごと)」に改める。

山形県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

山形県知事 齋藤 弘

山形県規則第54号

山形県薬事法施行細則の一部を改正する規則

山形県薬事法施行細則(昭和41年3月県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(薬局に関する情報の報告)

第2条の2 法第8条の2第1項の規定による報告は、毎年10月15日までに、当該報告を行う年の9月30日現在の情報について、薬局情報定期(変更)報告書(別記様式第1号の2)を知事に提出して行うものとする。

別記様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2

年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

薬局情報定期(変更)報告書

別紙のとおり 年 月 日現在の薬局に関する情報を 届け出ます。  
年 月 日に薬局に関する情報に変更があったので

(注) 薬事法第8条の2第1項の規定による報告は、毎年10月15日までに、当該報告を行う年の9月30日現在の情報を提出すること。

別紙

薬局機能に関する情報

		項 目	報 告 事 項	
管理、運営、サービス等に関する事項	1 基本情報	(1) フリガナ(カタカナ) 薬局の名称 へボン式ローマ字		
		(2) フリガナ(カタカナ) 薬局開設者		
		(3) フリガナ(カタカナ) 薬局の管理者		
		郵便番号		
		(4) フリガナ(カタカナ) 薬局の所在地 薬局所在地の英語表記		
		(5) 電話番号 ファクシミリ番号 営業時間外対応又は24時間対応の電話番号等		
		(6) 営業日		
	(7) 営業時間 営業時間外の対応、24時間対応等			
	2 薬局へのアクセス	(1) 薬局までの主な利用交通手段		
		(2) 薬局の駐車場	駐車場の有無	
			駐車台数	
			有料又は無料の別	
	(3) ホームページアドレス			
	(4) 電子メールアドレス			
3 薬局サービス等	(1)	処方せん応需以外の場合の相談に対する対応の可否		
		誤飲又は誤食による中毒相談に対する対応の可否		
		禁煙相談に対する対応の可否		
		その他の対応が可能な相談の内容		
		時間外の相談に対する対応を実施する場合、対応が可能な時間帯、連絡先		
(2) 外国語の対応	対応することができる外国語の種類			
	対応のレベル			
	対応できない曜日			
	対応できない時間帯			
	事前連絡の要否			



		(3)	障がい者に対する配慮	聴覚障がい者に対するサービス内容		
			視覚障がい者に対するサービス内容			
		(4)	車椅子の利用者に配慮	バリアフリー対応の有無		
				スロープの有無		
				手すりの有無		
身体障がい者用トイレの有無						
車椅子利用者用駐車場の有無						
点状ブロックの有無						
昇降機の有無						
(5)		受動喫煙を防止するための措置				
4	費用負担	(1)	医療保険及び公費負担等の取扱い	保険薬局の指定の有無		
				生活保護法に基づく指定医療機関の指定の有無		
				感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症指定医療機関の指定の有無		
				戦傷病者特別援護法に基づく指定医療機関の指定の有無		
				母子保健法に基づく指定養育医療機関の指定の有無		
				公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害医療機関への該当の有無		
				原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関の指定の有無		
				障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の有無		
		(2)		クレジットカードによる料金の支払いの可否		
				取扱いできるクレジットカードの種類		
提供サービスや地域連携体制に関する事項		(1)	業務内容、提供サービス	業務内容	認定薬剤師の種類及び人数	
					(2)	薬局の業務内容
		一包化薬に係る調剤の実施の可否				
		麻薬に係る調剤の実施の可否				
		浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否				
		薬局製剤実施の可否				
		医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否				
		薬剤服用歴管理の実施の有無				
		薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否				
		(3)	地域医療連携体制	医療連携の有無		
地域住民への啓発活動への参加の有無						
2	実績、結果等に関する	(1)	薬局の薬剤師数			
		(2)	医療安全対策(医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置の有無)			
		(3)	情報開示の可否			
		(4)	症例を検討するための会議等の開催の有無			
		(5)	前年に処方せんを応需した患者の数(延べ数)			

する事項	(6)	患者満足度の調査	患者満足度の調査の実施の有無	
			患者満足度の調査の結果の提供の有無	

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第55号

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則(平成54年12月県規則第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表(4)燃料油消費節減機器等設置資金の項貸付けの対象となる費用の欄中「定速装置の設置費用」を「定速装置の設置費用、発光ダイオード式集魚灯の設置費用」に改め、同項貸付限度額の欄中「120万円」を「120万円、発光ダイオード式集魚灯にあつては1セットにつき1,300万円」に改める。

第7条第2項中「(前条第1項第2号の沿岸漁業改善資金に係るものにあつては、農林中央金庫を含む。以下この項において同じ。)」を削る。

第8条第2項を削る。

第13条中「農林中央金庫」を「農林中央金庫又は山形県漁業協同組合」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

訓 令

山形県訓令第12号

健康福祉部  
保健所

山形県医療法施行手続の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県医療法施行手続の一部を改正する訓令

山形県医療法施行手続(昭和62年3月県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第2項第4号に規定する療養病床」を「第7条第3項の規定により設置許可を受けた病床」に改める。

第3条中「第5条の8」を「第5条の13」に、「第32条」を「第32条第1項」に改める。

別記様式第5号表中

「

	住 所	氏 名	登 録	変更年月日	備考(勤務先等)
嘱託医師			第 号	・ ・ 就	
			・ ・	・ ・ 退	
			第 号	・ ・ 就	
			・ ・	・ ・ 退	
			第 号	・ ・ 就	
			・ ・	・ ・ 退	

」

を

嘱託 医師	住 所	氏 名	登 録 第 号 ・ ・	担当 診療科	勤務先 住所	勤務先 名称	変更年月日 ・ ・ 就 ・ ・ 退
			第 号 ・ ・				・ ・ 就 ・ ・ 退
			第 号 ・ ・				・ ・ 就 ・ ・ 退
			第 号 ・ ・				・ ・ 就 ・ ・ 退
嘱託医療機関	住 所	名 称	診療科目	開設者		変更年月日	
						・ ・ 受託 ・ ・ 廃止	
						・ ・ 受託 ・ ・ 廃止	
						・ ・ 受託 ・ ・ 廃止	

に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

**教育委員会関係**

告 示

山形県教育委員会告示第5号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第17条第4項の規定により、県立学校の幼児、児童又は生徒（以下「生徒等」という。）の保護者（生徒が成年に達している場合にあっては、当該生徒）（以下「保護者等」という。）から徴収する額を次のように定め、平成19年4月1日から施行し、昭和63年4月県教育委員会告示第10号（日本体育・学校健康センター法に基づき県立学校の幼児、児童又は生徒の保護者等から徴収する額）は、廃止する。

平成19年3月30日

山形県教育委員会  
委員長 石坂公成

学 校 種 別	保護者等から徴収する額	
特別支援学校幼稚部	各年度につき生徒等1人当たり	210円
同 小学部	同	460円
同 中学部	同	460円
同 高等部	同	1,520円
高等学校全日課程	同	1,520円
同 定時課程	同	790円
同 通信課程	同	220円

平成19年 3月30日印刷  
平成19年 3月30日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056